⑶　落札者の決定方法

①　入札参加者の評価値の最も高い者を落札者とする。なお、落札の条件は、次のア、イのとおりとする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、次のア及びイを満たし、かつ、適切な入札価格と考えられる入札をした者のうちから、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

ア　入札価格が、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

イ　技術提案が、発注者の予定している最低限の要求要件を下回らないこと。また、評価値が、標準点を予定価格で除した数値を下回らないこと。

②　上記３の⑶の①において、評価値の最も高い者が２者以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

③　落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、入札説明書のとおり予決令第86条に規定する調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うものとする。

④　同一の技術者のみを重複して複数工事に配置予定している場合の落札者の決定に当たり、１件目の入札で落札者となった場合、２件目以降は入札辞退を行うものとする。なお、落札者の決定に当たっては、開札状況等により開札順とならない場合がある。

⑷　評価内容の担保　実際の施工に関しては、技術資料に記載された内容により施工するものとし、工事完了後に履行状況について検査を行う。受注者の責により記載内容が満足できない場合で再度実施が困難あるいは合理的でない場合は、下記の取扱いを行う。（詳細は入札説明書による。）

①　工事成績評定点の減点措置

②　違約金の徴収（総合評価落札方式）

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒920―8566 石川県金沢市広坂２―２―60金沢広坂合同庁舎　北陸農政局会計課契約係　宮澤　猛人　電話076―263―2161　内線3147

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法　入札説明書は、電子入札方式により交付する。ただし、電子入札に対応していない等の理由でダウンロードによる入手ができない場合は、以下により交付する。

①　交付期間　平成28年６月22日から平成28年７月19日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の午前９時から午後５時まで。ただし、最終日については午前12時までとする。

②　交付場所　〒920―8566 石川県金沢市広坂２―２―60金沢広坂合同庁舎　北陸農政局農村振興部設計課技術審査第２係　坂下　浄明　電話076―263―2161　内線3525

③　その他　ＣＤ―Ｒ等による交付方法を希望する場合は、あらかじめその旨を上記４の⑵の②の場所へ申し出るものとし、ＣＤ―Ｒ等を持参すること。返信用封筒及びＣＤ―Ｒ等を用意した場合においては郵送（書留郵便に限る。）又は託送（配達記録が残るものに限る。）も受け付ける。なお、交付は無料とする。

⑶　申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

①　提出期間　平成28年６月23日から平成28年７月19日まで（行政機関の休日を除く。）の午前９時から午後５時まで。ただし、最終日については午前12時までとする。

②　提出場所　上記４の⑵の②に同じ。

③　その他　電子入札方式により提出すること。詳細は入札説明書によるものとし、ＦＡＸによるものは受け付けない。ただし、承諾を得て紙入札方式による場合は、上記４の⑵の②の場所へ持参すること。

⑷　入札書の受領期限、場所及び提出方法　電子入札方式により提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

①　電子入札方式による入札の場合は、平成28年９月５日午後５時までに送信する。

②　紙入札方式により持参する場合は、平成28年９月６日午前９時30分に金沢広坂合同庁舎７階入札室にて入札する。

③　郵送による場合は、平成28年９月５日午後４時までに上記４の⑴宛て必着とする。

⑸　開札の日時及び場所　平成28年９月６日午前９時30分　金沢広坂合同庁舎７階入札室

⑹　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法

①　提出期間　平成28年８月８日から平成28年９月５日まで（行政機関の休日を除く。）の午前９時から午後５時まで。

②　提出場所　上記４の⑴に同じ。

③　提出方法　持参、郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着。）又は託送（配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）により提出すること。

５　その他

⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。

⑵　入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行金沢支店）。ただし、以下の条件を満たすことにより入札保証金の納付に代えることができる。

ア　利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行金沢支店）

イ　金融機関の保証（取扱官庁　北陸農政局）

また、入札保証保険契約の締結を行った場合又は金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

②　契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行金沢支店）。ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができる。

ア　利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行金沢支店）

イ　金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　北陸農政局）

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の入札、申請書又は資料等に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑷　配置予定技術者の確認　落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、配置予定技術者の変更は認められない。また、落札者となった者は、落札決定後、契約締結までに、配置予定技術者が営業所の専任技術者と重複していないことが確認できる資料を提出するものとする。

⑸　手続における交渉の有無　無。

⑹　契約書の作成の要否　要。

⑺　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により契約を締結する予定の有無　無。

⑻　技術資料のヒアリングを行う。（詳細は入札説明書による。）

⑼　入札参加者は、技術資料の内容により入札を行うものとする。また技術資料の内容が契約条件となる。

⑽　施工体制確認のためのヒアリングを実施するとともに、その際、追加資料の提出を求めることがある。

⑾　低入札価格調査を受けた者との契約について

①　低入札価格調査を受けた者との契約に係る契約保証金の額は、請負代金額（本契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。下記５の⑾の②及び③において同じ。）の10分の３以上とする。

②　低入札価格調査を受けた者との契約に係る前金払の金額は、請負代金額の10分の２以内とする。

③　低入札価格調査を受けた者との契約に関し、発注者より契約解除された場合の違約金は、請負代金額の10分の３に相当する額とする。

⑿　関連情報を入手するための照会窓口　上記４の⑴に同じ。